

株式会社プライムポリマーによる住友化学株式会社のポリプロピレン
及び直鎖状低密度ポリエチレンの製造販売事業の吸収分割に関する審
査結果について

令和8年4月24日
公正取引委員会

公正取引委員会は、株式会社プライムポリマー（法人番号4010401057155）（以下「プライムポリマー」という。）による住友化学株式会社（法人番号2010001071327）（以下「住友化学」といい、プライムポリマーと併せて「当事会社」という。）のポリプロピレン及び直鎖状低密度ポリエチレンの製造販売事業の吸収分割について、当事会社から独占禁止法の規定に基づく吸収分割に関する計画届出書の提出を受け、審査を行った結果、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと認められたので、当事会社に対し、排除措置命令を行わない旨の通知を行い、本件審査を終了した。

1 本件の概要

本件は、ポリプロピレン及び直鎖状低密度ポリエチレン等の製造販売業を営むプライムポリマーが、住友化学が営むポリプロピレン及び直鎖状低密度ポリエチレンの製造販売事業を吸収分割によって承継し、その対価として、住友化学に対してプライムポリマーの株式を交付すること（以下「本件行為」という。）を計画しているものである。

2 本件の経緯

令和7年11月25日 吸収分割に関する計画の届出の受理（第1次審査の開始）
12月25日 報告等の要請（第2次審査の開始）
令和8年4月2日 全ての報告等の受理
（意見聴取の通知期限：同年7月2日）
4月24日 排除措置命令を行わない旨の通知

3 結論

公正取引委員会は、本件行為が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した（審査結果の詳細については別紙参照）。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局企業結合課
電話 03-3581-3719（直通）
ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>